

平成 28 年(2016 年)10 月 31 日  
 県民文化部 次世代サポート課 次世代育成係  
 (課長) 青木 隆 (担当) 加藤 千洋  
 電話：026-235-7210(直通)  
 026-232-0111(代表) 内線 2853  
 FAX：026-235-7087  
 E-mail：jisedai@pref.nagano.lg.jp

## 「長野県子どもを性被害から守るための条例」の周知・啓発等について

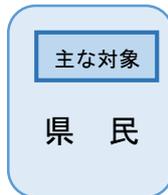
### 1 「長野県子どもを性被害から守るための条例」の周知・啓発

人権教育、性教育、情報モラル教育などの性被害予防教育から、県民運動の推進、被害者支援など様々な施策を盛り込み、子どもを性被害から守るために目的を特化した全国初の条例である「長野県子どもを性被害から守るための条例」が、平成 28 年 7 月 7 日に公布となった。

この条例は公布日の 7 月 7 日から施行しており、威迫等による性行為等の禁止、深夜外出制限等の規制項目は、平成 28 年 11 月 1 日から施行になることから、県民への周知・啓発に努めてきた。

#### (1) 条例制定の周知・啓発（公布直後から実施）

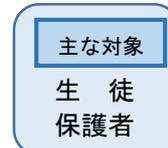
○条例の制定、条例概要を中心に周知



周知・啓発手段	周知方法
県ホームページ	7/7 県ホームページ掲載・プレスリリース
県政広報番組	県内 CATV で 8 月放送
新聞「広報ながのけん」	8/27 発行
市町村広報誌	市町村へ掲載依頼

#### (2) 規制項目施行に向けた周知・啓発

○規制項目、性被害予防教育・県民運動の重要性、相談支援窓口等を中心に周知



周知・啓発手段	周知方法	備考
生徒用リーフレット	中高校生全員配布	13 万部
保護者用リーフレット	小中高校生保護者全員配布	26 万部



周知・啓発手段	周知方法	備考
地域住民用リーフレット	研修等の機会に配布	16,000 部
啓発ポスター	コンビニ・遊技場等へ掲出	2,000 部
県政特別番組	SBC テレビで番組放送	10/1 放送
広報誌「ながのけん」	全戸配布(81 万部)	10/23

※子育て支援団体、学校校長会、県審議会等の会議でも説明

#### (3) 規制項目の施行日に合わせた周知啓発

「子ども・若者育成支援強調月間」キックオフイベント  
 ～「長野県子どもを性被害から守るための条例」規制項目施行に際して～

期日	平成 28 年 11 月 1 日(火) 7 時 40 分から 8 時 30 分
場所	JR 長野駅前「善光寺口」
主催	長野県子ども・若者育成支援推進本部(長野県・長野県教育委員会・長野県警察本部) 長野県青少年育成県民会議
内容	規制項目を中心とした条例周知と「子ども・若者育成支援強調月間」の啓発活動

※他にも 11 月中に 45 市町村 76 か所以上で街頭啓発等を行う。

## 2 子どもの性被害の状況の公表と検証

「長野県子どもを性被害から守るための条例」の規制項目が11月1日から施行となることを踏まえ子どもの性被害の状況及び条例の運用状況等を適切に県民と共有していくことが必要であることから、今後、次のように公表と検証を行っていく。

### (1) 子どもの性被害の状況の公表

○ 公表内容 個人のプライバシーに配慮し、被害者等が特定されないように配慮して次の事案の概要を公表
1 逮捕等の事案
① 長野県警察が逮捕した事案
② 逮捕には至らない、子どもに対する性行為等事案
2 児童相談所、長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」の相談状況
○ 公表方法 原則年1回プレスリリースやホームページで公表

### (2) 第三者による条例の運用状況の検証

○ 「長野県子ども支援委員会」での検証 人権侵害への対応の観点で、個別事案を詳細に検証（非公開）
○ 「長野県青少年問題協議会」での検証 条例の運用や施策の充実の面から検証（公開）

参考：子ども支援委員会及び青少年問題協議会について

長野県子ども支援委員会	長野県青少年問題協議会
☆目的 子どもに対する人権侵害に関する調査審議	☆目的 青少年の育成・保護等施策に関する調査審議
☆委員構成 児童精神科医、弁護士、臨床心理士等 5名	☆委員構成 大学教授、NPO、青少年育成団体、中・高校長等 15名
☆設置根拠 長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例第19条の規定により設置	☆設置根拠 地方青少年問題協議会法第1条の規定により設置